ケアマネの部屋

発行日: 令和2年9月30日 (No.27)

発行元:浜松市介護支援専門員連絡協議会

新型コロナウイルスに対するさまざまな対応

浜松市社会福祉協議会在宅サービスセンターやまゆり (天竜区)

管理者 高良直子

新型コロナウイルス感染。今までに経験したことのない不安を抱えながらの訪問。例えば、買い物支援。普段は問題なく行える支援であるが、今回のトイレットペーパー、マスクの品薄時期の買い物支援はそうではなかった。トイレットペーパー購入依頼でドラックストアに行く。普段は直ぐに駐車できる駐車場が満車。第3駐車場に駐車し走る。すれ違う人達は両手にトイレットペーパーを抱えている。焦る。何とか残り6つの時点で2つ手にする事ができる。マスクも何度来店し



ても購入できないが、運よく在庫があった。1家族1点限り。割高ではあるが購入する。どちらの利用者様も喜んで下さる。自分の物もと、仕事を終え来店するが、勿論在庫なし。プライベートでの買い物は、週1回にしていても買い物支援で日に3回スーパーに行くこともある。

このような日が続くと精神的にまいってくるのが分かる。行き詰まることも多くなる。このままではいけないと感じ、マスクを作る。型紙を分け合い、ゴムが手に入れば分け合う。利用者様がデイで1枚、受診で1枚使用したらもうマスクがないとおっしゃれば差し上げた。裁縫が苦手なヘルパーさんにも分けあった。マスクがあることで心にゆとりができた。しかし、この時期のマスク着用は厳しい。入浴介助の際もマスクは外せない。とにかく暑いが乗り切るしかない。

最初の頃、ヘルパー会で感染した方にも訪問しなければいけない状況になると思うと伝えたところ、パートさんも含めて全員がうなずいてくれた。頼もしくありがたいと感じた。朝5時台から〇〇です。今日の検温は何度。今日も元気です。と直行直帰のパートさんからメールがジャンジャン入る。今日も元気が当たり前ではない。今できることをひとりひとりが行い、1日でも早くマスクを外して大きな声で話せる日が来ることを願う。

リハビリデイサービスフアイブ (南区)

管理者 鈴木佑美

リハビリデイサービスフアイブ(寺脇)では運動や生活行為の向上を目的にリハビリに特化したサービスを提供しております。



今回の新型コロナウイルス感染症の対策として当事業所においても厚生労働省や浜松市からのガイダンスに基づき3密の回避、清掃や衛生管理の厳格化を徹底して行い利用者様のニーズに合ったサービスを継続して提供できるよう日々努めています。

しかし、緊急事態宣言以降、新型コロナウイルスの感染に対する不安から利用者様の通所休止が相次ぎました。

ただ、休止されたご利用者様やご家族からは「本当はフアイブに行きたい」「運動ができなくなる事が心配」「自宅で行える運動を教えてほしい」などのお声を多くいただいていました。

その頃、厚生労働省からの『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」いわゆる「柔軟な取り扱い」が感染流行地で実際に取り組まれていると情報があり、解釈について浜松市とも相談させていただき、フアイブが今できる取り組みとして、冊子『自宅でフアイブ』を作成させていただきました。「自宅でもフアイブで行うトレーニングができる!」をコンセプトに、体力や筋力、認知機能低下の予防を目的に作成し、通所を休止している利用者様に配布を開始すると同時にケアマネジャー様と連携をとり、通所休止に伴う身心機能の状態変化について電話にてアセスメントさせて頂き、必要に応じて通所からの訪問についてもご提案させて頂きました。その結果、緊急事態宣言が解除され通所を再開された利用者様においても以前と変わらない身心の状態で利用することができています。

感染については、各地で事情は異なるものの首都圏から離れた浜松市においてもまだまだ安心できる 状況には至っていませんが、ケアマネジャーの皆様に様々な相談にのって頂き、的確なアドバイスを頂い た事が新たな行動を起こす為の大きな励みとなりました。コロナ禍で新しい生活様式が取り入れられて いく中、私たち介護事業所が利用者のニーズに合ったサービス提供を継 続していく為の創意工夫をケアマネジャーの皆様をはじめ、地域の皆様 と手を取り合いながら続けていければと考えています。

浜松赤十字病院 患者支援センター (浜北区) 看護師長 大場 崇子

当院は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、3月16日より入院患者さんへの面会は禁止となり、 ご家族は1階エントランスでの荷物の受け渡しのみとなりました。ただし主治医からの病状説明の際や 患者さんの状況によっては、ご家族に面会受付での検温、問診を行なった上で面会していただいていま す。

自由に面会できない状況が続き、患者さんがご家族と会えないことで不安が強くなったり、ご家族からは患者さんの状況がわからず心配される声も聞かれています。病棟看護師としては、ご家族とお会いする機会が少なく、ご家族の思いを知ることや信頼関係の構築に難渋している状況です。そこで、当院では数少ないご家族の来院の機会にはなるべく時間を作り、ご家族との対話を大切にし、患者さん、ご家族の不安がなるべく軽減できるよう努めています。

また、ケアマネジャーさんとの連携に関しても今までどおりとはいかないことが多くあります。通常、ケアマネジャーさんには、患者さんの入院中に何度か病院へお越しいただき退院に向けての情報共有をしていますが、現在は実際に患者さんの様子を見ていただくことが難しくなっています。私たちは、この状況でもなるべく患者さんの現状をケアマネジャーさんにお伝えできるよう、電話や文書でのやり取り、短時間でのリハビリ見学など患者さんの状況に合わせた情報共有を行っています。そして、患者さんがスムーズに在宅療養へ移行できるために、ケアマネジャーさんをはじめ在宅療養を支える多職種の方々との連携を大切にしています。

百聞は一見に如かずと言われるように、私たちは患者さんの状態を直接見ていただくことがどれだけ連携する上で大切なことかを、この状況で再認識しました。今後、早く今までのような連携ができることを祈りつつ、この状況を今までの連携について振り返る機会としていきたいと思います。



サービス付き高齢者向け住宅 学研ココファン浜松成子 (中区) 事業所長 川 崎 渉

コロナウイルスの感染拡大で原則面会禁止・外出の制限など「ステイ・ホーム」が全国的に叫ばれました4月~5月でした。入居者様やご家族様には大変な我慢をしていただいた時期でありましたが、同時に「フレイル予防」にも注意を要する機会でもありました。

特製団扇GET!

学研ココファン浜松成子では「Zoom を 使った家族様との面会」「ぐるっと回って

ウォーキング」「日曜3時の体操教室」の提供でこの時期を乗り切りました。 「Zoom 面会」では他県にお住いのご家族様からのご要望が多く、入居者様から



も「便利な時代になったねー!」と喜んでくださいました。 また事業所館内で実施したポイントラリー「ぐるっと回ってウォーキング」も入居者様には好評で第一回は 10 日間開催で延べ 202 人が参加されました。「やっぱり身体を動かさないとねー」「私は特製団扇をもらったよ」など、入居者様同士での話題にもなりました。5 月に続いて 7/24

~7/31 にも開催し、沢山の方々が参加してくださいました。毎週日曜開催の「体操教室」では 20~25 人が、元気に参加して下さっています。コロナ感染の第2波・第3波はご勘弁ですが、今後も定期的に開催したいと考えています。

また、当住宅には併設のデイサービスがあります。認知症の予防と改善に特化した内容を提供させていただいております。皆さま見学等お気軽に、お申し付けください。

特別養護老人ホーム 白梅下石田ホーム (東区)

生活相談員 鈴木隆文

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、2月末よりご入居者様への面会制限を開始しました。緊急やむ を得ない場合を除き、全面的に面会を禁止とさせていただきました。

面会禁止期間は想定外に長引き、いつまで続くかも不明となった為、4 月中旬からビデオ通話での面会サービスをスタートしました。平日の一定の時間に予約を入れていただき、相談員が対応する事にしました。施設のタブレットを 2 台使い、スカイプというアプリを利用して、相談室に居るご家族様と居室に居るご入居者様が

ビデオ通話をするという形での面会です。ご家族様に来所していただき、来所時には体温、健康状態、県外の人との接触の有無等を確認しております。時間は 10 分~15 分で、週に 1 回までという制限を設けました。ご入居者様の中にはタブレットの画面に映っているのが自分のご家族で、さらに話が出来るという事の理解が難しい方もいらっしゃいますが、それでもご家族様からは「顔が見れて良かった」ととても喜んでいただけました。

5月に入り、車椅子などでの移動が可能な方に限ってですが、窓越し面会サービスもスタートしました。 足元まで窓ガラスの部屋を利用し、窓越しに内側と外側でお話していただきます。そのままでは声が聞こ えないので、タブレットでスカイプを利用しマイク代わりにするという形での面会です。お互い全身が見 られる為、ビデオ通話面会より相手の様子がよく分かります。こちらもご家族様からは「元気そうで良か った」とご好評いただいております。ビデオ通話面会と窓越し面会を合わせて平均で週5~6件、多い時 で週15件、7月10日時点で計110件の面会を実施いたしました。まだ当面は面会制限を継続する予定で すが、現在は来所をご遠慮いただいている県外在住のご家族様へのサービスが課題となっております。

新型コロナウイルス対応についての浜松介護支援専門員連絡協議会の動き

浜松市介護支援専門員連絡協議会 会 長 西澤 基 示 郎

新型コロナウイルス感染につき、2020 年 3 月からの浜松市介護支援専門員連絡協議会(以下、当会と言う。)における、浜松市担当課との協議等について概要を報告する。

新型コロナウイルスによる感染症発生により、名古屋市内の介護サービス事業所への休業要請が行われた。これらの状況を鑑み、当会として令和2年3月12日付け、「新型コロナウイルスに関する浜松市当局への要望事項」を浜松市介護保険課長あて提出した。

主な内容としては、①市内の介護保険関連事業所における、感染予防物品の調査及び支給の依頼、②感染拡大に伴う事業所の休業に関する情報集約のお願い、③居宅介護支援事業所の休業についての対応の検討依頼、の三点についてである。(別紙1)

要望書提出と共に、在宅の現場において懸念される点につきヒヤリングを依頼し、同年3月17日浜松市介護サービス事業所連絡協議会会長と共に介護保険課及び高齢者福祉課と話し合いを行った。ヒヤリング開催に際しては、事前に各支部長へ各支部の懸念事項の取りまとめを依頼し、それらを集約し資料として提出した。

結果、介護保険課より令和2年3月30日付け浜健介第1222号、高齢者福祉課より令和2年4月1日付け浜健高第1号の通知が発出された。(同報メールにて配信済み)

また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて (第 12・13 報)」の対応につき、令和 2 年 6 月 17 日介護保険課長あてに質問及び要望書を提出した。 (別紙 2)

これらの内容につき、同年 6 月 22 日介護保険課にて趣旨説明を行い、同年 7 月 1 日付け浜健介第 186号により回答を得た。(同報メールにて配信済み)

次々と臨時的な扱いが厚生労働省より発出される中、現場としてはその解釈と扱いについて振り回されている感が否めない。しかしながら、利用者保護の観点から疑義を正し、浜松市当局とも連携を図りながら適切な対応を継続していきたい。

当会としても、全ての事項に対応できるわけではないが、少しでも会員が適切な対応を継続できるよう支援していく所存です。

令和2年3月12日

浜松市介護保険課 課長 市川 和弘 様

> 浜松市介護支援専門員連絡協議会 会 長 西澤基示郎

新型コロナウイルスに関する浜松市当局への要望事項

在宅の居宅介護支援事業所は、利用者に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合においてもその自宅を訪問し、必要に応じてアセスメント及びサービス調整を行う必要がある。つまり、介護支援専門員自身の感染のリスクを抱えると同時に、他の利用者宅へ持ち込まないリスク管理が必要とされる。浜松市内の居宅介護支援事業所は小規模の事業所も多く、法人等での感染予防物品の調達に十分に対応できない状況も起きている。

また、近隣市の新型コロナウイルスの感染者も確認され、隣県では介護保険サービスの休業 要請も出されている中、浜松市として現在考えうる対策を示す必要がある。

上記の状況を鑑み以下の対応を貴課に要望する。

- ① 新型コロナウイルスのまん延に伴い、市中の感染対応物品の不足が続いているなか、市内の居宅介護支援事業所において、感染予防物品等状況調査を実施していただきたい。そのうえで、不足している物品については浜松市として対応できる範囲で事業所に支給する等の支援を願いたい。
- ② 今後サービス利用者に感染者が発生し、介護保険サービス事業所の休業が行われた場合、在宅介護を受ける利用者へのサービス提供機関として、市内の状況を把握できる体制の構築を願いたい。
- ③ 居宅介護支援事業所の職員が発症した場合等において、事業所の運営を一時閉鎖せざる負えない場合の対応について検討し提示を願いたい。

浜松市介護保険会 課長 様

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取り扱いについて(第12報)」の対応について

> 浜松市介護支援専門員連絡協議会 会 長 西澤 基示郎

表題の件につき、会員からの問い合わせや要望を以下に記載いたしますので、ご回答及び 対応をお願い申し上げます。

- Q1. 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第13報)」(以下、第13報)問3において「利用者への同取得は、当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所、居宅介護支援事業所のいずれにより同意取得を行っても差支えなく、柔軟に対応されたい。」とあるが、今回の第12報における取り扱いについては、基本的には「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する」ことであり、事業所が主体となり利用者同意をとるべきだと考えるが、浜松市当局としての見解の同様と考えて宜しいか。また、その旨周知願いたい。
- Q2. 利用月により自己負担額の変化が起こり得る。そのため月ごとに同意の有無の変更を希望する利用者については、月ごとの同意と考えて宜しいか。また、その場合の確認方法は第13報問3③の回答に準ずる記録で宜しいか。
- Q3. 生活保護受給者が2段階変更により限度額を超過した場合、超過分の費用負担はどのようになるか。
- 要望 1. 浜健介第 136号「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第 12 報)」について、2020年6月11日事務局を通じて居宅介護支援事業所宛てにも、発出するよう依頼したが未だに対応されない。基本的に事業所及び居宅介護支援事業所の双方が、基本的理解を同じにして対応すべきものに関しては、今後同時に通知の発出をお願いしたい。本質問事項の回答についても、同様に居宅介護支援事業所及びサービス事業所に流していただきたい。
- 要望 2. サービス事業者から同意を得た控え等を、担当ケアマネ宛てに送るよう浜松市より通知を出していただきたい。
- 要望 3. 限度額超過を抑えるため、事業所による利用日数の調整が行われて対応や、同意 についても、書面を送付し一律に同意を貰うなど、本来の趣旨とはかい離する対応が散見さ れるためご指導をお願いしたい。

浜松市介護保険課

ケアマネジャーからの新型コロナウイルス感染症に関する主な問い合わせと、その回答について紹介 いたしますので、今後のサービス提供の参考としてください。

【問1】

厚生労働省が発出した令和 2 年 5 月 25 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 11 報)」(以下「第 11 報」)の問 5 に関して、5 月 25 日以前にサービス利用の予定であったが、新型コロナウイルス感染症への懸念から利用を中止し、25 日以降についてもサービス利用の計画が無く 5 月のサービス利用実績が無い場合の居宅介護支援費の請求の可否について

(回答) 本通知の適用は発出日であるため、上記の場合請求できません。

【問2】

第 11 報の問 5 に関して、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合に、居 宅介護支援費を請求する際のケアプラン等への記録の仕方について

(回答) 第 11 報の問 5 の回答にあるとおり、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理してください。

【問3】

利用者の居宅を訪問できない場合等のサービス担当者会議やモニタリングについて

(回答) ① サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、その理由を記録するとともに利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することを可能とし、居宅介護支援費の算定については、運営基準減算を適用しない取扱いとします。

② モニタリングについて

感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することを可能とし、居宅介護支援費の算定については、運営基準減算を適用しない取扱いとします。 なお、その際は経過記録として具体的な内容を記録しておいてください。

【問4】

厚生労働省が発出した令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 12 報)」に関して、2 区分上位ではなく、1 区分上位の報酬区分で算定することは可能か

(回答) 令和2年6月30日付け浜健介第183号『「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」等に係る取扱いについて』(以下「本取扱い」)の適用により、区分支給限度基準額を超過するため大幅な利用者負担額の増加が生じる利用者などに対し、利用者負担額を考慮した上で、2区分上位の報酬区分ではなく、1区分上位の報酬区分で算定する取扱いをしても差し支えない。

【問5】

利用者からの事前の同意取得について、①同意を得るのは本取扱いを実施する事業所か居宅介護支援事業所か、②サービス提供前に同意を得る必要があるのか、③具体的にどのように同意を得れば良いか

(回答) ① いずれにより同意を取得しても差し支えないが、本取扱いの趣旨を鑑みれば、本取扱いを実施する事業所が同意を得るのが望ましい。ただし、事業所は、居宅介護支援事業所と必ず連携し、区分支給限度基準額や他のサービスとの兼ね合いを確認しておくこと。

- ② 同意を得た以降のサービス提供回数を算定基礎として本取扱いを適用することが望ましい。 ただし、サービス提供前に説明を行った上で、同意を得ることが望ましいが、サービス提供 前に同意を得ていない場合であっても、当該介護給付費の請求前までに同意を得られれば、 本取扱いを適用して差し支えない。
- ③ 原則として、文書(署名又は捺印)で同意を得ること。同意書は任意の様式で差し支えないが、次の内容を含めること。説明者の氏名、本取扱いを適用する旨の説明内容、説明日時及び同意日時、同意者(利用者又は利用者家族)の氏名。

また、本取扱いが、事業所の新型コロナウイルス感染症拡大への対応を適切に評価する観点 から発出されたものであることを鑑み、事業所が、具体的にどのような感染防止対策を実施 しているのか説明に含めることが望ましい。

なお、同意の期間については、事業所と居宅介護支援事業所とで調整をした上で、一定期間 で区切っての取得や、本取扱いの適用終了まで自動更新 (ただし、申し出により中断可) と するなどの柔軟な取扱いをして差し支えない。

第2波、第3波への備えについて

市内でも新型コロナウイルス感染症に係るクラスターが発生し、今後の感染拡大は予断を許さない状況が見込まれ、感染症対応、感染拡大防止のための取組みの徹底が非常に重要です。感染者が増加傾向にありますが、感染拡大防止に向けた取組として、利用者・職員の体調管理のための毎日の検温等の実施や3密の回避、マスク着用、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策をしていただくとともに、マスクやアルコール、手袋等の衛生資材の備蓄をしてください。

また、今までに市から発出された新型コロナウイルスに関する通知を御確認いただき、感染拡大防止に 取り組んでいただきますようお願いいたします。

—編集後記—

今号では、新型コロナウイルスが感染拡大した中で、各事業所での取り組みを掲載させていただきました。ご協力いただきました事業所の皆様、ありがとうございました。

本来であれば、オリンピック・パラリンピックの余韻に慕っている時期だったかもしれませんが、 今年は、新型コロナウイルス感染症により、世界中がこの未知なるウィルスとの戦いに挑まなけれ ばならない。まさか、生きている間に、こんなパンデミックを体験することになるとは・・!?と 思った方も多いのではないでしょうか。私たちの仕事も、高齢者と接する仕事であるため、日常的 に、感染症への備えを怠ることなく、三密を避け、新しい生活様式にのっとって、高齢者と接して いると思います。最初は違和感を感じつつも、徐々に慣れてきた感はあります。しかし、まだまだ 感染リスクがある状態で、前と同じ生活に戻れない現実もあります。早期のワクチン開発が望まれ るところです。

ケアマネの部屋No27号はいかがでしたでしょうか。ご意見やご要望がございましたら事務局までお寄せください。(介護保険課 FAX053-450-0084)

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】 (副会長) 加藤千重子(南区) 大迫睦(天竜区) 金原純子(北区) 佐藤祐子 (浜北区) 澤木かおり(中区) 松井健(東区)成瀬和紀(西区) 長谷川和歌子